

部

經主第二編

第一復員官署(般(含地方世話部))

國又八都道府縣共、他地方公共団体受拂等規則の一部の改正について

昭和二十三年二月一日

第一復員局 經理部 長

大藏省令「國又八都道府縣共、他地方公共団体受拂等規則」の一部が別紙の通り改正せられたら、通知する

尚本省令の改正は一月分として支給される俸給給料から適用せられるものであるから、此の改正省令施行前既に五百円を限度として支給済みの場合は増額令支給の際支給済と合して七百円迄自由支給を受けしむる様取計願度

前項の増額支給は發令が若干遅延する事是であるから、所費に應じて一月二十四日藏銀中四四号(大藏省銀行高長より各財務高長宛通牒で一月二十五日日本經濟新聞大藏省公報欄所載)により給與明細書を給して一月分の給與額中計額支拂をされた令中各人毎に封鎖市金と

0684

の自由を拂ふ受にせしむる様処理せらる度い。その場合には一月分の結果
分は金額封鎖支拂とすべきであるから為命申添へる

別紙

大蔵省令第五編

國又ハ都道府縣其他公共団体受拂等規則の一部を次の如く
改正する。

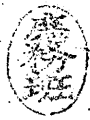
昭和二十二年一月二十四日 大蔵大臣 石橋湛山

第一条第一項第一号中「五百圓」を「七百圓」に改める。

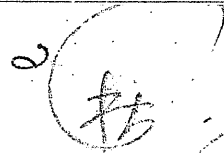
附則

この省令は公布の日から起してこれを施行する

0685



3



五



復第一六號

官吏の議員等兼職並びに立候補の件

昭和二十二年三月十九日

復員廳總裁官房長

復員廳官署一般及地方世話部

首題の件について、別紙の通り決定せられたから通知する

0686

官吏の議員等兼職並に立候補の件

昭和二三、三、一四
次官會議決定要旨抜萃

重大時局下。官公吏の責任は、極めて重且大であるから。その職務遂行に障害を及ぼすことは極力之を避けなければならぬ。他國各種議會の議員も亦各法規の精神に鑑み出來得る限りその職務に専念せしめることが望ましく。官吏並に議員又は市町村長及方の職務を支障なく遂行することは極めて困難のことであるから國會議員以外の法律上兼職を禁止されていない場合でも本部長官の承認に依りては左記方針により措置することと教したい。

記

一 部長。部長等責任のある地位にあるものは勿論のことその他の職員であつても。特別の事情があり且その職務の遂行に支障を認

0687

められない場合の外は、誠貞又は市町村長との兼職を認めないこと。
ニ立候補の場合に付てはその職務の性質上又は職務の遂行上支障のない限り在職のまま立候補することを容るものとする。

備考 公更に附しても自更に準ずるものとする。

0688

官公吏と國會議員並びに地方公共団体の長及び議會の議員との兼職に關する取扱に關する件

選挙の種類	官		公		吏	
	兼職禁止	兼職可能	兼職禁止	兼職可能	兼職禁止	兼職可能
衆議院議員	各種政務官以外の官吏	各種政務官	すべての公吏 (改正法)	すべての公吏 (現行法)	同	同
参議院議員	同	同	同	同	同	同
都道府縣の長	法律上は副知事	同	その都道府縣の他の職員及びその他の職員	その都道府縣の他の職員及びその他の職員	同	同
都道府縣の議會の議員	その都道府縣の官吏	その都道府縣の官吏以外のもの	同	同	同	同
市町村の長	なし	所屬長官の許可をうけたもの	その市町村の他の職員及びその他の職員	その市町村の他の職員及びその他の職員	同	同
市町村會議員	同	同	同	同	同	同
東京都の區長	法律上は副知事	同	東京都及びその他の職員及びその他の職員	東京都及びその他の職員及びその他の職員	同	同
東京都の區會議員	東京都の官吏	東京都の官吏以外のもの	同	同	同	同

山官吏並びに地方公共団体の有給の役員及びその他の役員中には職を及び職務人は含まないものとする

(四)都道府縣市町村の長又は議會の議員とその都道府縣市町村以外の団体の役員との兼職については、法律上別段の取扱いがないか委員の職務する当該団体においては、職を兼帯上の関係が存する

経並第五節

前次貸金受拂並債權確定未拂額調査につき
昭和二十年三月十九日

復貸官署（一般倉地方委託部）
第一復貸局経理部長

決算然雖必要があらざりて三月三十一日現在で左の様式によりて昭和二十年
度に於ける前渡貸金正引拂額並債權確定未拂額を調査し各分任
官は四月十日迄に各々貸金系統に従い分任貸金前渡官吏の計に提出し分任貸
金前渡貸金は自己扱のものに於ては之を併算し四月十日迄に主任貸金前渡
官吏の許可着すしかく提出せられぬ
尚提出後金額に異動を生じたりし場合は其の都度分任貸金前渡官吏
より主任貸金前渡官吏に電報せられ度

昭和二十年三月十九日 未現在前渡貸金受拂並債權確定未支料額調査 广名

科目	前渡貸金受領額	返済額	支拂額	差引前渡貸金残額	債權確定未支料額	差引返納額
目						
月						

0690



3

調製の説明

節									

1 科目は節のありしもの節毎に記入す

2 前渡資金 受領は昨年四月以降現在迄の受領総額を突す

3 流用増減は前渡資金を彼此流用したものを記入す

4 支拂増額は昨年四月以降現在迄の支拂総額を記入す

5 差引前渡資金前渡資金残額は前渡資金受領額に流用増減額を加減し支拂額を控除した残額を突す。水は三月三十一日翌年度の整理迄の残額を一括して付けばならない

6 債権確定未支拂額は三月三十一日迄に債権が確定して未支拂となったものから整理期間の四月中に支拂けれし金額を記入す

7 前渡資金を突す。額付前渡残より債権確定未支拂額を控除した金額を突す。の金額は前渡資金残より四月中に突額戻入

8 前渡資金を突す。額付前渡残より債権確定未支拂額を控除した金額を突す。の金額は前渡資金残より四月中に突額戻入

0691

部長

復讐官署一般及地方支話部

年度所屬を以て経費支分を以て注意ありたい件

第一復讐局 経理部長

昭和三十三年三月三十一日

あ

首題の件について會計検査院から別紙のやうな通牒があつたが當廳に於ては永

年に亘り臨時軍事費の使用に慣れてやうもすれば會計年度所屬並分の觀

念が稀薄に流れも傾があるやうに見受けられるのは戒心を要する所である

例(ば)物品購入代又は新旧年度にまたがる旅費などで旧年度の経費に属するも

のを新年度の経費で支拂し又は旧年度の支拂に属するものの返納金は新年年度

の歳入とすべきを新年度の回收としたやうな事例があるから注意せられたい参考

のため申添え

庶務班

い

3

0692

蔵會第 三三〇 号

昭和二十二年三月二十四日

第一復負局経理部長殿

大蔵大臣官房會計課長

年度所屬を素に経費支出などについて

會計検査査算より別紙の通り通牒もあり年度未だ際々年度内所費経費の
大よに減しては失當なき様特に御留意願ひ度

0693

昭和二十二年三月二十日

會計検査院長 荒井誠一郎

大蔵大臣 石橋 堪山殿

年度所属を紊し経費支出などに関する件

客年中本院會計室地検査の結果によれば年度内未着手未竣功の工事を
竣功したものとし又は未納の物品を納入したものとしてその年度の経費から代金を支
出したる補助金の交付についても事業の進捗を考慮するに於て年度末において一時
に多額の補助金を交付した事例が甚くな

このような上處理はもとより当を得ないのみならず物資其労力が不足し且物價騰
貴の甚だしい時にあつては契約の履行や補助事業の遂行が困難となり結果
いろいろの弊害を来す虞れもあつたと認めらるるから將來からは事態の生ぜないう
形留意願いたし且つ年度末にも追つた際特に管下各廳にこの趣旨の徹
底すよう所取計を相成たい

進め本入の如き處理はその財源を予備金又は予備金外支出に求めたものに

0694

特にその例がよからいボウ、予算の査定に當つては、その適否を檢討せらるゝと同
時に實際經費の使用に當つては、避くべからざる事由により年度内支出を終らな
いものに対し、は成規の手續により、予算の繰越を許すことが會計經理上穩
當と照料せらるゝから、この點をせ馬と御考慮願ひたい。

0695

部長

三

總法第一二號

第一復員官署一級

史実調査部

考

所得税法の改正について

2

昭和二十二年三月十四日

復員官署第一復員局経理部

3

今般所得税が別紙の通り改正せられたから参考の爲送付する。
追てこれが官報掲載は本月十二日であるから甲送へる。

(註) 改正要點

一 基礎控除

五百圓

二 扶養家族控除一名 二十圓

送

0696

所得税法の改正

法律第十二號

所得税法の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「二千四百圓」を「六千圓」に改める。

第二十四條第一項中「七十二圓」を「二百四十圓」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十二年二月一日以後の支給に係る給與に對する分については、これを適用する。

所得税法施行規則の改正

命令第七十六號

所得税法施行規則の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「二百圓」を「五百圓」に、「百圓」を「二百五十圓」

0697

「に、」六十七圓」を「百六十七圓」に、「四十七圓」を「百十七圓」に
「二千四百圓」を「六千圓」に改める。

第十五條第一項中「二千四百圓」を「六千圓」に改める。

第二十四條第一項中「六圓」を「二十圓」に、「三圓」を「十圓」に、
「二圓」を「六圓七十錢」に、「一圓四十錢」を「四圓七十錢」に、「七
十二圓」を「二百四十圓」に改める。

第二十六條第二項中「七十二圓」を「二百四十圓」に改める。

第八十一條ノ二第一號及び第二號中「二分ノ一」を「才分ノ六」に改め
る。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

この勅令は、甲種の出勞所得に對する分類所得税については、昭和二十
二年二月一日以後の支給に係る給与に對する分につき、これを適用する。
昭和二十二年中に支給を支ける甲種出勞所得に對する分類所得税につい

ては、新帝統法施行規則第十五條第一項中「六千圓」とあるのは「五千七百圓」、同令第二十六條第二項中「二百四十圓」とあるのは「二百二十六圓」と読み替えるものとする。

0699